**美川小学校いじめ未然防止・早期発見・対応基本方針**

**～すべての子ども達の健やかな成長をめざして～**

２０２１．４．１９

浜田市立美川小学校

**はじめに**

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そしてどの子どもにも起こり得る問題と考えられる。

私達職員は，学校教育目標である「知・徳・体の調和のとれた，心豊かで自主性と協同性に富んだ児童の育成」を実現していくためにも，いじめの未然防止に全力を尽くすのは勿論のこと，問題が発生した時には，いじめられている児童生徒を徹底して守り通す姿勢をもち，問題の解決並びに再発防止に努めなければならない。これらのことを具現化していくため，ここに「美川小学校いじめ未然防止・早期発見・対応基本方針」を策定した。

**１　いじめの定義**　〈「いじめ防止対策推進法」より抜粋〉

いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【低学年児童への指導時の説明】

いじめとは，「ともだちなどから，いわれたことやされたことで，『いやだな』とか『こわいな』などのきもちになり，あんしんしてせいかつができなくなること」です。

【中高学年児童への指導時の説明】

いじめとは，「友だちなどから，心を傷つけられたり，物をかくされたり，暴力をふるわれたりして，『いやだな』とか『こわいな』といった気持ちになり，苦しさや痛みを感じるもの」です。その時，見て見ぬふりをしたり，周囲ではやしたてたりすることも，一緒にいじめていることになります。

**２　本校が考えるいじめの具体的様相**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 段階 | 対応の仕方 | 具体的様相 |
| １ | 学級担任が主になって対応し，管理職まで必ず報告する | 冷やかしやからかい，集団による無視，攻撃的な言動（荒っぽい言動・乱暴な振る舞い），仲間はずれ，悪口・陰口，所有物等を隠す，所有物等に何らかのいたずら等の行為をする |
| ２ | 情報を全体で共有し，全職員で対応する | 暴言・誹謗中傷（「死ね」「うざい」等の書き込みや集団による誹謗中傷，態様が悪質で被害の大きいもの），脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いもの），暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響が比較的軽いもの），１段階の行為を繰り返す |
| ３ | 市教育委員会に連絡し報告し，助言を受けながら対応を行う | 重度の暴力・傷害行為，重度の脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める，屈辱的な行為をさせる等，大きな被害を及ぼすような行為）で４段階まではいかないもの），２段階の行為を繰り返す |
| ４ | 各専門機関や警察と連携した対応を行う | 命に係わると想定される暴力・傷害行為命に係わると想定される脅迫・強要・恐喝行為 |

**３　未然防止のための取組**

　○児童が自己実現を図ることができるよう，児童主体の学び合う授業づくりを進めるとともに，基礎基本の定着を大切にしたわかる授業づくりを進める。

○各教科や道徳と関連をさせながら，学年の発達段階に即したいじめの知的理解学習を計画的に進め，いじめは絶対に許されないという土壌をつくる。

　○特別活動（児童会活動や学級活動など）を中心に，児童一人一人が認められ，お互いを大切にし合い，誰もがかけがえのない存在であることや，支え合って生活していることが実感できるような協同体験を盛り込んだ集団（学級・学校）づくりを行い，児童一人一人の自尊感情を育む。

　○全教育活動を通じて，児童一人一人が安心して学校生活を送ることができるよう，学級・学校のルールを守ったり，進んで人の役に立つことを行ったりするといった規範意識の醸成に努める。

　○この基本方針を保護者・地域に周知し，ＰＴＡ活動や学級懇談等を通して，いじめ防止にともに取り組んでいこうとする気運を高める。

**４　早期発見のための取組**

　○毎月の生徒指導職員会議で児童に関する情報交換を行い，児童理解と支援のための共通理解を図る。

　　また毎月の「み・か・わチェック」により，いじめや問題行動の予兆を見逃さないようにする。

　○学期１回の「ほっとタイムアンケート」と毎月の「心のアンケート」を実施し，児童の悩みや，人間関係などを把握する。ほっとタイムアンケートの後には全児童を対象に「ほっとタイム」（教育相談）を実施し，気になる情報は全職員で情報共有を行うようにする。

　○ＱＵアンケートを年２回実施し，その分析をもとに対応や指導，支援の在り方について全職員で協議し，話し合ったことを具体的に実践する。

　○外部機関（地域生徒指導協議会，小中連携部会，学警連，ネットパトロール等）から得た情報を全職員で共有し，多くの目で全児童の指導にあたる。

**５　いじめへの対応**

２で示したような様相のうち２～４段階の様相を発見したり，児童や保護者から訴えがあったりした場合，校長のリーダーシップのもと，「いじめ防止対策委員会」をすみやかに招集し，事実関係の把握，被害児童のケア，加害児童への指導などについて協議し，組織で対応する。（２４時間以内）

【重大事態への対応】

次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は，「重大事態」としてすみやかに対処する。なお，事実関係が明確にされていない段階にあっても，その疑いがある場合は，「重大事態」として対処する必要がある。

 ●いじめにより本校児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

 ・児童が自死を企図した場合　　　　　　・身体に重大な傷害を負った場合

 ・金品等に重大な損害を負った場合　　　・精神性の疾患を発症した場合　　など

 ●いじめにより本校児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時。「相当の期間」については，年間３０日を目安とするが，児童が一定期間，連続して欠席するような場合は目安にかかわらず，適切に判断する。

 ●児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時。その時点で本校職員が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

　　【危機管理のさしすせそ】

　　　**最**悪を想定して　**慎**重に　**す**ばやく　**誠**意をもって　**組**織で対応

○重大事態が発生した場合は，校長はすみやかにその旨を市教育委員会に報告し，市教育委員会の助言を受けながら，いじめ防止対策委員会を中心に対応する。

　○重大事態の調査にあたっては，以下の事実関係を明確にする。

　　・いじめの行為が，いつ，誰から，どのように行われたのか。

　　・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係がどのような状況であったか。

　　・職員がどのように対応してきたか。

①いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

 ・いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先に考えて行う。

　　・質問紙や聴き取り調査による事実関係の確認を行う。

　　・いじめた児童への指導をすみやかに行い，いじめをやめさせるとともに，いじめた児童が抱える問題を解決するための具体的な方針を協議し，人格の健全な成長支援を図る。

 ・いじめを受けた児童に対して，事情や心情を聴取し，状況に合わせた継続的なケアを行い，　　　落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

②いじめを受けた児童への聴き取りが不可能な場合

 　　いろいろな状況や事情により，児童からの聴き取りができない場合は，その児童の保護者の要望・意見を十分に聞き，保護者と今後の調査について協議し，調査に着手する。

○いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な情報提供

 いじめを受けた児童及びその保護者に対して，調査により明らかになった事実関係（いじ　　　め行為がいつ，誰から行われ，どのような態様であったか，学校がどのように対応したか）について，経過報告も含めて，適時・適切な方法で説明を行う。なお，児童及び関係者のプライバシー保護に十分配慮する必要がある。（いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ってはならない。）

**６　年間の取組計画**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | 校内体制づくり | 授業づくり・集団づくり | 保護者との連携 | 未然防止・早期発見 |
| ４ | いじめ防止基本方針の確認パワーアップ１０の確認 | 学級経営案・学級の約束1年生を迎える会委員会活動開始 | いじめ防止基本方針の説明（ＰＴＡ総会） | 日々のふれあい心のアンケート情報交換（職員会） |
| ５ | 学級経営案の作成 | なかよし班活動の開始クラブ活動開始児童総会 | 家庭訪問いじめ防止基本方針の周知 | み・か・わチェック心のアンケート情報交換（職員会） |
| ６ | いじめ防止校内研修 | アンケートＱＵ実施・分析 |  | み・か・わチェックほっとタイムアンケートＱＵ情報交換（職員会） |
| ７ | 取組評価アンケートいじめ不登校対策組織委員会 |  |  | み・か・わチェック心のアンケート情報交換（職員会）地域生徒指導協議会 |
| ８ | 小中連携生徒指導研修会人権・同和教育研修 |  |  | 小中情報交換 |
| ９ |  | 幼小中合同運動会 |  | み・か・わチェック心のアンケート情報交換（職員会） |
| １０ |  |  | 学校評価 | み・か・わチェックほっとタイム情報交換（職員会） |
| １１ |  | 人権・同和教育授業参観アンケートＱＵ実施・分析学習発表会児童会（言葉について考える） | 人権・同和教育参観日ＰＴＡ教育講演会 | み・か・わチェックアンケートＱＵ心のアンケート情報交換（職員会） |
| １２ | 取組評価アンケートいじめ不登校対策組織委員会 |  |  | み・か・わチェック地域生徒指導協議会心のアンケート情報交換（職員会） |
| １ | ＱＵ結果等を活用した校内研修 | なわとび道場（異学年） | 性に関する指導公開日学校評価 | み・か・わチェック心のアンケート情報交換（職員会） |
| ２ |  | なわとび集会 |  | み・か・わチェックほっとタイム情報交換（職員会） |
| ３ | 取組評価アンケートいじめ不登校対策組織委員会 | 児童総会６年生を送る会 | 学校評価に合わせ報告 | み・か・わチェック心のアンケート情報交換（職員会） |

**７　基本方針の評価**

評価にあたっては，いじめの有無や件数を評価対象にするのではなく，日頃からの児童理解や未然防止，早期発見に向けた取組，またいじめ発生時の適切な対応等についての評価になるよう留意する。また，ＰＤＣＡサイクルにより，評価であげられた課題について，改善策を考えて実行していくような評価に努める。

　　　○　いじめ防止等対策委員会の開催

　　　○　ＰＤＣＡサイクルの考えに従った「取組評価アンケート」